



平成 23 年 11 月 1 日

各 位

会社名 日本空港ビルデング株式会社
代表者名 代表取締役社長 鷹城 勲
(コード番号 9706 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部副本部長 山田 克爾
(TEL. 03-5757-8040)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、スカイマーク株式会社に対して、国内線旅客取扱施設利用料代行徴収・納入義務の存在確認等を求める訴えを東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟提起に至った経緯及び理由

東京国際空港（羽田）旅客ターミナルビルの旅客共用施設に関して旅客の皆様にご負担頂いている国内線旅客取扱施設利用料(以下「本利用料」といいます。)については、旅客の皆様のご利便性等の観点から、スカイマーク株式会社を含む航空会社各社において、本利用料を航空券に含ませてお客様より代行徴収したうえ(いわゆる「オンチケット方式」)、当社に対し、本利用料を納入することとされています。

しかしながら、スカイマーク株式会社は、本年 9 月 1 日から本利用料の代行徴収及び当社に対する本利用料の納入を全面的に拒絶する旨を従前から表明しており、また、本年 7 月分の本利用料の一部及び 8 月分の本利用料の納入を拒絶しています。

当社は、これまで、スカイマーク株式会社に対し、再三にわたり、本利用料の代行徴収義務の履行及び本利用料の納入を求めてまいりましたが、同社からの理解が得られず、任意の話し合いでは状況が進展する見込みがないことが明らかになりました。このため、当社としては、本問題の解決につき司法の判断に委ねることもやむを得ないと判断し、本訴訟の提起に至りました。

2. 提訴の概要

- (1) 相手方名称： スカイマーク株式会社
- (2) 相手方所在地： 東京都大田区羽田空港一丁目 5 番 5 号
- (3) 相手方代表者： 西久保慎一
- (4) 訴 訟 内 容： 本利用料の代行徴収及び納入義務の存在確認請求並びに未納入の本利用料(1 億 1510 万 2394 円)及び遅延損害金の支払請求(今後、相手方の本利用料の未納入額が拡大した場合には、請求を拡張する予定)

3. 今後の見通し

本訴訟による当社の連結及び個別業績に与える影響は現時点ではないと認識しておりますが、本訴訟の進捗に応じて必要な開示事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上